

級セシモノ十三人缺席セシモノ六人ナリ

七月十日日本畫科貳拾五人(内普通圖畫教員タル課)彫刻科八人彫金科四人鑛金科四人蒔絵科三人西洋画撰科一人各所定ノ課程ヲ卒業ス  
八月廿五日ヨリ九月九日マデ入學試験ヲ行ヒタルニ合格者ハ計六十四名ニシテ九月十一日ヨリ豫備ノ課程ヘ三十人各撰科ヘ三十三人圖画講習科ヘ一人入學ヲ許ス

九月十一日本校規則第十八條ニ依リ各科ヨリ學業品行殊ニ優等ナル生徒十九人ヲ撰抜シテ特待生トナス 廿二日各科四年生ヨリ十四名ヲ撰ヒ修學ノ爲メ往復十九日間ヲ以テ京都及ヒ奈良ヘ出張ヲ命ス(解説8)

前ニ記載シタルモノ、外本年間ニ於ケル入退學等ヲ蒐録スレバ左ノ如シ

退學シタルモノ 十五人  
死亡シタルモノ 二人  
研究科ヘ入學シタルモノ 十七人  
再入學 五人  
轉科シタルモノ 三人

本年中卒業生ニシテ尋常師範學校全中學校高等女學校教員免許狀ヲ受領シタルモノ計十三人又本年卒業生卒業後ノ狀況ハ左ノ如シ

明治三十年七月卒業生卒業後狀況表

科名	就職	一 志願兵	研究科	自營	再入學	死亡	計
繪画科	五	四	七	七	一	一	二五
彫刻科							八

彫金科	一	一	二	二	二	二	二
鑛金科							
漆工科							
撰科	一		一	一	二	三	二
合計	七	五	一四	一七	一	四五	四五

(道庁府県別各科生徒現員表および歳出・歳入、所有物件に関する事項は省略)

### 解説

#### 1 中尊寺金色堂内裝飾髹漆修繕

日清戦争を機として古社寺保存の動きが強まり、第八議會(明治二十七年末開會)において古社寺保存に関する建議案が衆議院で可決され、第九議會(明治二十九年)では「古社寺保存会組織に関する決議案」が貴衆兩院で可決。その結果、同年五月、内務省に古社寺保存会が設置され、会長九鬼隆一(帝国博物館総長)のもとで関係法令制定のための準備が始められた。岡倉校長も委員の一人であったが、彼や九鬼、フェノロサらが抱いていた古美術保護計画が漸く実現しようとしていた。翌三十年、第十議會に於いて「古社寺保存法」が成立。同年六月五日に公布された。中尊寺の修繕事業は右法令適用の第一号として法令公布に先き立って着手されたもので、本校の教官や卒業生が現地で修繕に従事した。以後、本校はこの種の修繕事業を屢々担当している。中尊寺の修繕については『錦巷雜綴』第九卷(明治三十一年二月七日)に次の記事がある。

○中尊寺金色堂并に佛像寶物修繕 金色堂は諸君も知らるゝ如く巖手縣陸中國平泉村中尊寺にある一堂にて殆んど八百年前建立せるものにして

其星霜を經る久しきか故に今に至りては此堂は云ふも更なり中尊寺に現存せる佛像寶物等の破損剝落甚たかりしが内務省に古社寺保存會を設けられ全國の古刹殿堂什寶を修理するの第一着手として保存費貳萬餘圓を中尊寺に下付せられ昨卅年二月より之れが工事を起す事となれり而して之れに従事したるは殆んど皆我校友會員(即ち卒業生)にして六角注多良大村西崖の兩氏之れが設計及び在京監督の任に當り建築部は別に工學士伊東忠太氏之れを設計監督せられたり其中尊寺へ出張せられたる人々は現場監督としては龜田徳太郎秋月復郎の兩氏、不慮の災に備ふるの目的を以て修繕以前に於ける金色堂及經藏の寶物を實寫せんためには木邨信太郎、高橋勇、佐藤榮三郎の三氏、佛像其他彫刻物を修補したるは新納忠之介、菅原大三郎の二氏、髹漆に關する修繕に従事したるは武谷富造、石河壽衛彦、本島袈裟彦、松田爲賀の四氏なりしか六月より金色堂内部の修繕は學校の依頼製作となりたるを以て學校より屋代鈇三氏出張を命ぜられ七月に至り髹漆部補助員として氏家靜修、兒島明、澤木彦門、三村耕三の四氏出張せり其六月下旬より出張せられたる佐藤榮三郎氏、中途にて轉任したるは別項に記するが如く龜田徳太郎氏にして髹漆部補助員中には短きは一ヶ月にて歸京したる者あり而して建築部及彫刻部は各昨年五月に實寫部は十月中旬に工を竣じたるも髹漆部は未だ修了に至らずされど十月の末に至りては寒氣の甚たしきが爲めに其業を執る能はざるを以て餘は本年を期して一と先づ停業し同月卅一日中尊寺を出發して一同歸京せり

## 2 善那(ジェナー)銅像

學校当局は該銅像の木型の製作主任を高村光雲に、また、助手を弟子の米原雲海に命じたが、實際の製作は雲海に委ねられ、明治三十年三月頃着

手して同年十一月に完成している。その際、雲海は友人の小倉惣次郎(ラグザの弟子)に教えられて、洋風彫刻法において用いられるコンパスを使用し、それまで失敗の多かった雛型から実材にかたちを移す作業をはじめて容易になし得たという(「木彫界の進歩」明治三十五年五月二十七、二十九日、六月二、四日『国民新聞』参照)。銅像は翌三十一年に本校で鑄造され、明治三十七年に大日本私立衛生會により現東京国立博物館構内に建立された。木型は本学芸術資料館所蔵。

## 3 和田英作の依願免官

和田英作は助教授を辭任後直ちに西洋画科撰科第四年に入学し本年七月にこれを修了。次いで西洋画科教場助手(無給)となった(「東京美術学校旧奉職者履歷書」)。

## 4 長沼守敬の解唄

長沼守敬はヴェニス万国博覽會主催者の要請を受け、日本美術協會の協参出品事務担当者として、また、農商務省から四千円を支給されてヴェニスに赴き、明治三十一年帰国して本校教授となる(「現代美術の揺籃時代・長沼守敬」高村光太郎編『中央公論』第五八四号。昭和十一年七月)。なお、「東京美術学校旧奉職者履歷書」中の長沼の履歷書にはこの渡欧に關して

全(明治)三十年二月廿四日 本年四月伊國威尼斯市設萬國美術博覽會  
へ本會ヨリ出品ニ付右事務取扱並ニ伊佛兩國美術工藝視察ノ儀及囑託候  
也

という記載がある。「本會」が何であるかが明記されていないが日本美術

協会を指すと考えられる。

## 5 福地復一の依頼免官

福地復一の免官は教官たちの内部対立によるといわれる。翌年のいわゆる美術学校騒動の一因となった。辞職後の福地は帝国図案社を設立。一方、帝国博物館がパリ万国博に出品する日本帝国美術史の編集に従事し、同博覧会の際には美術審査委員として渡仏。帰国後日本図案会を起こして図案振興に尽くした。

## 6 岡田三郎助の留学

美術界最初の国費留学生に選ばれた岡田三郎助はこの年五月二十九日に東京を発ち、七月よりパリのラファエル・コランに師事し、三十五年一月二日に帰国。同年、教授となる。

## 7 大村西崖辞職

大村西崖は白井雨山とともに彫刻教育改革を鋭意推し進めようとしていたが（詳しくは352頁参照）、岡倉校長と意見が対立して辞任した。自らこれを「学校長岡倉天心と意気相投ぜず云々」（『密教発達史』自叙。原文は漢文）と記している。辞任の一ヶ月前に学校当局が作成した二度目の「美術教育施設ニ付意見」（345頁参照）を見ると、一度目の「美術教育施設ニ付意見」（明治二十七年）との関連において、本来は西洋彫刻科設置が要求の第一項目に掲げられるべきところ、建築科設置がこれに取って代わっており、奇異な感があるが、このような西崖らの主張と相反する学校当局の行為を「意気相投ぜず」と記したのではないかと思われる。辞任の直接的原因となったのは、西崖自ら記すところによれば（明治三十一年二月十六

日『読売新聞』所載「藝苑饒舌」(四)、本校関係者の宴席で雅邦に向ってその画の論難を試みて岡倉校長に殴られたことであった。彼はこれを次のように記している。

岡倉氏が酔に乗じて我をナグリしを、我もその座にてこそ怒りハシつれ、我をなだむる友人の言に依りて、かゝる舉動ハ、酔中の岡倉氏にハ聞々ありきと聞きしが故に、氏の意ハ我の愚頑を憎むが故にハあらで、全く酔興の故なりと思ひ、かつハ數日の後、氏みづから我に謝したるを以て、我もまた一笑に附し去りたり。然りといへども、愧耻の情あらむもの、誰かゝくてもなほ恬然たるを得むや。従来辭職の意ハ、たゞこの情の爲に決せられ、去年七月に辭表を出だし、暫く去りて京坂に遊び、九月歸京して、漸く微官を免ぜられたり。

なお、西崖は以前から本校教員という立場上、言論の拘束を感じ、辞意を有していたので、殴られたことは辭職のきっかけになつたにすぎず、岡倉その他本校の面々との交情は従来と変わらないとも記している。しかしながら、辭職後の西崖は『美術評論』（明治三十年十一月五日創刊。月二回発行）を主宰し、古今東西の美術品や學術の紹介、新作の論評、時事問題の解説にとめるとともに、岡倉および本校批判を続け、また、特に『読売新聞』紙上で同様の批判を続けた。その論評は本校の内実に通じた者の芸術理論上からの批判であったため、言論界に現われ始めていた岡倉批判の動きをさらに盛り上げる結果となつた。そして西崖は岡倉が辭職するや、直ちに復職して学校改革に着手する。

## 8 修学旅行

第二回目の修学旅行（京都、奈良）である。前回同様選抜制で、選抜されたのは左記の生徒であった。

齋藤新助、大石栄雄、山崎勇馬、岡村道三、清家恕、三浦二郎、大平正曹（以上日本画科）、井上清（図案科）、野口藤太郎（彫刻科）、蘆沢鴻次（彫金科）、鈴木一、坂口脛（以上鍍金科）、蒔田実、児島明（以上漆工科）

（『錦巷雜綴』第九卷。明治三十一年二月七日による。）

## 関連事項

### ① 進級、転科に関する内規

岡倉覺三校長在職中制定ニ係ルモノ

進級内規 明治三十年六月十日制定

- 一 各科及撰科生徒ニシテ病氣其他ノ事故ニ依リ一學年間総時數ノ三分一以上缺席スルモノハ進級ノ格ヲ失フモノトス
- 一 撰科生ノ新ニ入學シタルモノハ其學年ノ終リニ於テ試験ヲ施行シ若クハ平常ノ成績ニ依リ相當級ニ編入ス
- 一 各科生徒中編入級ニ於テ學術殊ニ卓絶シ其級ノ程度ト大差アルモノハ詮議ノ上試験シ進級セシムルコトアルヘシ

岡倉覺三校長在職中制定ニ係ルモノ

轉科規程 明治三十年六月十日制定

各科及撰科生徒ニシテ轉科セント欲シ願出ルモノアルトキハ左ノ規定ニ從ヒ之ヲ許スコトアルヘシ

但シ學年ノ半途及四年級ノモノハ轉科スルヲ許サズ

一 日本畫科西洋畫科ノ内ニ於テ轉科セントスルモノハ適當ト認ムルモノニ限り二年級マテハ一年級へ三年級ハ二年級ニ編入スルコトアルヘシ

一 日本畫科図案科ノ内ニ於テ轉科セントスルモノモ前項ニ全ジ一前二項ニ定ムルモノ、外ハ総テ一年級ニ編入スルモノトス

一 轉科シタル生徒ニシテ未タ履修セサル普通學科ハ之ヲ補習セシメ既ニ履修シタルモノト雖教員ノ意見ヲ諮ヒ再修セシムルコトアルヘシ

一 撰科ヨリ本科ニ轉セントスルモノハ試験ノ上本科ノ相當級ニ編入ス

但シ實技ハ平常成績ヲ以テ評點ヲ付スルモ妨ケナシ

（自明治四十四年一月教務内規、諸規定書類教務掛）

### ② 「美術教育施設ニ付意見」

明治二十七年岡倉校長起草の「美術教育施設ニ付意見」については既に紹介したが、それと同題で明治三十年八月の年記のある蒔蕪版印刷物（本学感）が現存する。こちらは執筆者不明であるが、日本美術院版『天心全集』にこれの要旨のみを記した「美術教育施設の方案（要旨）」が収録されていることや、『反省雜誌』第七、八号（明治三十年八月一日、同年九月一日）に岡倉校長がこれとほぼ同一内容の「美術教育の施設に就きて」を寄稿していることなどからみて、これも岡倉校長の執筆と考えられる。また、上記『天心全集』によれば、この意見書は明治三十年、松方内閣のとき、議説明用内に命を受けて執筆したものだという。